

用地調查等設計数量算定基準

用地調査等設計数量算定基準

(総 則)

第 1 条 中部地方整備局の施行する用地調査等並びに電子計算機使用に伴うデータ入力業務等（以下「用地調査等」という。）の設計図書等の数量計算はこの基準によるものとする。

(設計図書の数量の算定基準等)

第 2 条 設計図書における各調査等の数量の算定基準、表示単位、最小数値及び数値の処理方法は別表用地調査等設計数量算定基準表によるものとする。

(数量計算の方法)

第 3 条 設計図書における各調査等の数量の算出は原則として、調査等の数量が容易に確保できる計画平面図、現況測量図等の大縮尺の図面によるものとする。ただし、建物及び物件等で図面での数量確定が容易でない場合は現地確認による数量とする。

面積は三斜法又はプランニメーター等によって算出し、プランニメーターを使用するときは、3回以上測定の平均値とする。

別表

工 程	単位	最小数値	数値の処理方法	数量の算定基準
全 体 計 画	業務	1		業務数
計 画 準 備	業務	1		業務数
現 地 踏 査	業務	1		業務数
公 図 等 の 転 写	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	調査等の区域〔注1〕
土 地 登 記 簿 調 査	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	調査等の区域
建 物 登 記 簿 調 査	10戸	0.1		建物戸数
権 利 者 確 認 調 査	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	調査等の区域
公 図 等 転 写 連 続 図 作 成	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	調査等の区域
境 界 確 認	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	測量等の区域〔注2〕
補 助 基 準 点 設 置	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	測量等の区域
境 界 測 量	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	測量等の区域
境 界 点 間 測 量	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	測量等の区域
用 地 現 況 測 量 (建 物 等)	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	現況測量の範囲〔注5〕
用 地 境 界 仮 杭 設 置	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	求積等の区域〔注3〕
面 積 計 算	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	求積等の区域
用 地 実 測 図 原 図 作 成	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	測量等の区域
用 地 平 面 図 作 成	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	測量等の区域
土 地 調 書 作 成	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	取得等の区域〔注4〕
地 積 測 量 図 転 写	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	転写の範囲〔注6〕
永 久 境 界 埋 設	10本	0.1		永久境界本数
復 元 測 量	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	復元の範囲〔注7〕
土 地 現 地 調 査 書 作 成	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	求積等の区域
添 付 図 面 作 成	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	求積等の区域
製 図 (確 定 図)	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	測量等の区域
製 図 (管 理 図)	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	取得等の区域
法 令 関 係 資 料 の 調 査	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	求積等の区域
現 況 利 用 調 査	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	求積等の区域
登 記 履 歴 調 査 ・ 住 宅 地 図 等 調 査	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	求積等の区域
地 形 図 等 調 査	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	求積等の区域
聞 き 取 り 調 査 (地 元 精 通 者 等)	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	求積等の区域
総 括 表 作 成	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	求積等の区域
申 請 地 域 の 位 置 図 作 成	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	求積等の区域
地 図 一 覧 図 作 成	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	求積等の区域
登 記 所 送 付 用 地 図 作 成	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	求積等の区域
指 定 申 請 調 査 簿 作 成	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	求積等の区域
復 元 測 量 (基 準 点 の 点 検 測 量)	ha	0.01	少数第3位を四捨五入	求積等の区域

- [注 1] 調査等の区域とは、測量等の区域にこれらの付近地(土地の測量、土地評価、補償金算定上に関連して調査が必要となる範囲)を含めた区域をいう。
- [注 2] 測量等の区域とは、求積等の区域にこれに隣接する土地の一部を含めた区域をいう。
- [注 3] 求積等の区域とは、取得等の区域にその残地を含めた区域をいう。
- [注 4] 取得等の区域とは、取得又は使用の対象となる区域(公共用地を含む)をいう。
- [注 5] 現況測量の範囲は、建物等が存する敷地の面積とする。
- [注 6] 転写の範囲は、法務局提出済み地積測量図の存する筆の面積とする。
- [注 7] 復元の範囲は、法務局提出済み地積測量図外参考資料(14条地図、土地改良事業、国土調査等公的資料)により杭を復元する筆の面積とする。

